公益財団法人和歌山県人権啓発センターだより (E.L.F.) エルフ

E.L.F.

2020
72
spring

EQUALITY LIBERTY FRATERNITY

対談

児童虐待と子供の人権を考える

Kids First カウンセリング代表　中本 久美　さん

和歌山大学教授　米澤 好史　さん

今年度は
こんな事業
やります。

公益財団法人
和歌山県人権啓発センター
今年度の主な事業

対談

児童虐待と子供の人権を考える

Kids First カウンセリング
代表
中本 久美 さん

×

米澤 好史 さん
和歌山大学
教授

２０１９年６月、改正児童福祉法と改正児童虐待防止法が参院本会議で全会一致により可決、成立しました。改正法は、一部を除き２０２０年４月から施行されます。今回の改正の主なポイントは、大きく分けて下の３つです。

- 児童の権利擁護（親の体罰禁止等）
- 児童相談所の体制強化と関係機関間の連携強化
  （介入と保護者支援する職員の分担、医師及び保健師の配置等）
- 関係する規程の整備（懲戒権のあり方、一時保護その他の措置に係る手続きのあり方等）

今回は、その中で親の体罰禁止を中心に、児童虐待と子供の人権に焦点を当て、Kids Firstカウンセリング代表の中本久美さんと、和歌山大学教授の米澤好史さんにお話を伺いました。

※このインタビューは、２０２０年４月１日以前に行われました。

体罰に頼らない育て方

Q１．今回の法改正で、「体罰禁止」が明記されましたが、虐待をした大人が、体罰を「しつけだった」と主張するケースもあります。これについてはどうお考えですか？

中本：実は先日、ある幼稚園で保護者のみなさんにお話をする機会があったんですが、その時にいくつか選択肢を挙げて、「どこからが虐待に当たると思うか」と尋ねてみたんです。これにはみなさん頭を悩ませていましたね。頬や頭を叩くのはだめだけど、お尻ならいいのか。友だちを傷つけたら罰として正座させるのはしつけなのか。保護者にとって、この辺りがとても曖昧なようです。

米澤：要は、「子供が嫌だと感じること」はすべて虐待といえるでしょうね。しつけは必要ですが、体罰に頼らなくてもできます。それから、日本では文化的背景もあり、禁止する教育が先行しているといえます。「○○してはいけません」ではなく、「○○してね」という伝え方をした方が、子供たちにダイレクトに伝わります。だから私は、今回の体罰「禁止」という言葉はあまり好きではないんです。体罰をしてはいけないことはみんなわかっているんです。大切なのは「ではどうすればいいのか」という具体的な部分です。それがないと、子供たちに接する現場の方や保護者が、どんな接し方がいいのかがわかりません。

中本：確かにそうですよね。「これは体罰か、そうでないのか」と行為自体を判断するのではなく、この法律を踏まえたうえで、具体的な解決を探らなくてはいけませんね。

Q２．では、「体罰に頼らないしつけ」をするにはどうすれば良いのでしょうか？

中本：まずは前提として、子供にとって安全で、安心できる場所を作ることが大切ですね。失敗しても大丈夫、自分は受け入れてもらえるという安心感があれば、失敗しても立ち直れる強さや、自分で考えて行動できる力が身につきます。

米澤：そうですね。そのためには大人が子供に、「あなたは大切だ」ということを伝えることが必要ですよね。きちんと言葉で伝えることによって、子供自身が自分の居場所や存在価値を確認でき、安心・安全を感じることができるようになりますよね。愛着、つまり「自分は愛されている、大切にされている」という感覚を形成することが、しつけに入る前に必要なことです。そして先程の話に出た「していいこと、してほしいこと」を伝え

ることができれば、体罰を使わなくても子供にルールやマナーを教えられるのではないでしょうか。

中本：その通りですね。私はスクールカウンセラーとして学校に入りますが、子供たちは「廊下を走らないで」と言われても、なかなか走るのをやめません。でも、「歩きましょう」と言われると、どの子もきちんと歩くようになるんです。禁止ではなく、「していいこと」を伝えることが大切ですね。

米澤：それから、子供に何かしてほしければ、まず大人自身がモデルにならないといけないですよね。「しなさい」というよりも、している姿を見せる方が、よほど子供たちの心に届きます。

なぜ虐待は減らないのか

Q3．児童虐待による悲しい事件が多い昨今ですが、虐待が減らない要因は何でしょうか？

米澤：要因は数多くありますが、1つ挙げるとすると、虐待に悩む保護者などを見ていて感じるのは、「自己評価が低い」ということです。それは子育てにも大いに影響します。

中本：確かに自己評価が低い保護者が多いですね。彼らは、子供に自分を投影しがちです。自分の子供が何かをうまくできないと、自分ができていないように感じてしまうんです。そこで起こる体罰は、実は子供のためを思っているのではなく、「自分の子供ができないなんて許せない」という自分自身の気持ちの表れなんです。

米澤：そうですね。よく、子供の将来を思って厳しくしているという声を聞きますが、将来なんていう不確定なものを子供に想像しろということ自体が困難なんです。

中本：子供は日々成長していますもんね。私はよく保護者の方に、「電車に乗る前に、5つ先の駅で降りた時の景色を想像して感動しろと言われても難しいでしょう？」という例え話をするんです。

米澤：とてもわかりやすい例えですね。本当にそうです。「子供のため」という言葉が、実

は子供を置き去りにしていることは多々ありますよね。

中本：保護者として、子供が失敗しないようにという思いはきっとあると思います。でも、それが本当に子供のためかどうか、考えてみる必要がありますよね。

米澤：１００点満点のゴールを設定して、それをめざすのはお勧めしません。そうすることで、どうしてもできない部分を減点してしまうからです。できなかったことではなく、できたことに注目して認めることで、子供の自己肯定感につながりますし、次への意欲にもなります。

地域社会で子供を育てる

Q４．誰にも頼ることのできない「孤育て」という言葉もあります。社会で子供を育てるために、みんなでできることはないでしょうか？

中本：私は特に、シニア世代の方に地域ぐるみの子育てに参加していただきたいですね。例えば、人権教育を組み込んだベビーシッターの研修などをして、人材育成を図ることで、経験を生かしつつ忙しい子育て世代をサポートすることができますし、高齢者自身のやる気にもつながります。心理学では「自己有用感」といいますが、自分が必要とされているという感覚は、

相談無料　秘密厳守

人権ホットライン
人権でんわ相談

さまざまな問題や悩みを抱える相談者に助言を行い、自身が主体的に問題を解決するための支援を行います。

●一般相談
①開設日時／毎週月曜日～金曜日
午前9時～午後4時（祝日・12/29～1/3は休み）
②相談方法／電話相談
TEL　073－421－7830

●弁護士による無料法律相談
①開設日時／毎月第２・第４木曜日
午後1時～4時（当日が祝日の場合はその翌日）
②相談方法／面接相談（お電話でご予約ください）
TEL　073－435－5420

日頃、生活の中で人権に関するお困り事などがありましたら、お気軽にご相談ください。

誰にとっても大切なものです。

米澤：今、中本先生が仰った自己有用感は、現場の職員の方にもいえますよね。給与面や待遇面のことだけでなく、自分の仕事が子供たちのためになっているという感覚は、職員のモチベーションに直結します。そしてそれが、さらに良い保育や教育につながり、良い循環が生まれます。中本先生が提案されたシニア世代だけでなく、人材育成はこれからさらに必要になってきますよね。

中本：乳幼児期に十分な愛情を受け育つことで、子供たちの人権感覚の育みにもつながりますよね。その時期の子供たちに関わる現場の皆さんや保護者の方の力は本当に大きいものです。

専門家の活躍

Q5．心理カウンセラーとしてもご活躍中のお二人ですが、カウンセラーという存在が、保育や教育の現場でできることは何だと思いますか？

米澤：心理士にはさまざまな種類があるのですが、その中に「教育カウンセラー」というものがあります。中本先生や私もその一人です。一般的に、カウンセラーや心理士という仕事には、傷ついた心を癒やすというイメージがついているのではないでしょうか。もちろんそれも正解ですが、教育カウンセラーは人を育てるということに重点が置かれています。つまり、心理的カウンセリングを行える教育者ということです。そういった立場の専門家が現場の先生方と連携することで、よりきめ細やかに子供たちを見守ることができるんではないでしょうか。

中本：確かに、教育的視点を持ったカウンセラーが、子供と保護者、そして先生をつなぎ、一緒に取り組んでいく環境を作るガイドのような存在になれれば、教育現場で大人たちが連携して子供を育てることができるのではないかと思います。

米澤：子育ては確かに大変ですよね。ですが実は、親というのはとてもラッキーなポジションなんです。子育てというきっかけを通じ、さまざまな情報を得ることができますし、新たな発見もすることができる。子育てに悩んでいる保

護者の方は、どなたも力を持っています。彼らの力を引き出し、クオリティを上げていくために、教育カウンセラーがサポートすることができればと感じています。

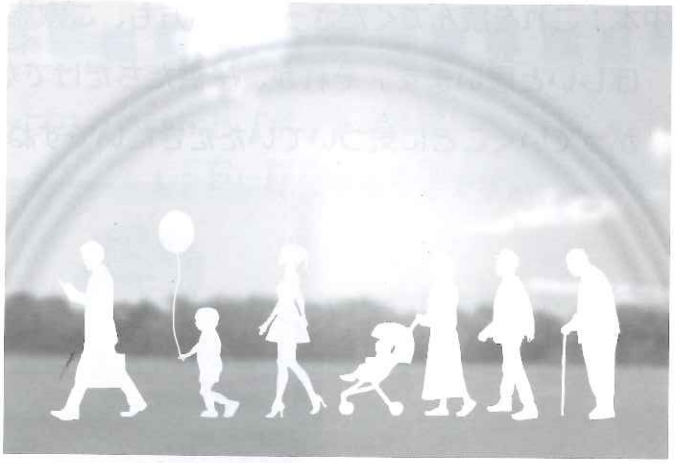

中本：現場でのことについて触れるとすれば、何か問題が起こってから対処することはもちろん、起こらないように予防することが最も重要なポイントです。子供たちが傷つく機会をできるだけ少なくし、嫌な記憶を植え付けることを避けなければいけません。

米澤：人間の脳は、記憶の格納庫です。嫌な記憶は忘れたように見えても消えてしまったわけではないので、ふとした瞬間に呼び起こされることもあります。それらと上手に付き合っていくことも必要ですが、中本先生が仰ったように、嫌な記憶を蓄積させないよう、子供たちと適切に関わる責任が、職業や立場に関わらず、私たち大人にはありますよね。

子供の人権を守るために

Q6. 「子供たちの人権を守る」ということを考える時、大切にしていることは何ですか？

米澤：私は普段、教育学部の学生を教えているのですが、教師をめざす学生たちにいつも「教師として一番大切なものは何か」と尋ねるんです。教え方とか、知識とか、さまざまな答えが返ってきますが、私は必ず「感受性」だと伝えています。教育のスキルはもちろん必要ですが、何より大切にしてほしいのは「感性を磨く」ことです。感性は誰にでも備わっているものですが、磨き続けないと鈍ってしまいます。感受性とは他者へのいたわりや思いやりと深く関係しています。つまり人権を守るためには不可欠なものなんです。

中本：私も本当にそう思います。「人権を大切にする」ということは、人間が生きていく中での根幹に関わっていることですもんね。こんな風に言うと、何か難しいことのように感じるかもしれませんが、とてもシンプルなことなんですよね。相手を大切にしていることを伝える一番簡単な方法は、「ありがとう」を伝えることです。人は、感謝を伝えられることで存在意義を感じます。

米澤：当たり前のようで、できていないことかもしれませんが、本当に大切な言葉ですよね。相手のことを認めているというサインにもなりますから、ぜひ使ってほしい言葉ですよね。

中本：これを読んでくださっている方も、ご家族や周りの方に「ありがとう」をどんどん伝えてほしいと思います。それが、子供たちだけでなく、すべての人の人権を尊重することにつながっていくことに気づいていただきたいですね。

機関誌「E.L.F.」へのご意見、お待ちしています。

「E.L.F.」は、公益財団法人和歌山県人権啓発センターが年４回発行している機関誌です。人権に関するさまざまな団体や情報の紹介、当センター主催のイベント情報などをお知らせしています。

「こんなテーマを取り上げてほしい！」

「こんな団体知ってるよ！」

読んでみたいテーマやＰＲしたい団体の取組などございましたら、（公財）和歌山県人権啓発センターまでご意見をお寄せください。

これからも、みなさんに楽しんでもらえる機関誌をお届けできるよう努力してまいります。どうぞよろしくお願いします。

今年度はこんな事業やります。

人権を考える公開講座　「ハンディキャップヨガ体験」と「ボッチャ体験」を７月に、「ＨＳＣ（敏感すぎる子）の理解」についてのセミナーを１２月に開催する予定です。

人権感覚を育てよう　幼児向け人権啓発プログラム「みんな、たいせつ」を用いた講師養成セミナーを２回（第１回は６月、第２回は１月または２月）、幼稚園や保育所等を訪問してプログラムを実施する出張講座を県内５～１０箇所で予定しています。

人権啓発ポスターコンテスト　人権意識を高め、豊かな人権感覚を身につけるためのポスターを募集します。

人権の詩２０２０　普段の何気ない生活の中で、ともすれば見過ごしがちな出来事を「人権」という視点からつづった詩を募集します。

ふれあい人権フェスタ２０２０　和歌山ビッグホエールで１１月開催予定です。

人権を考える強調月間・同和運動推進月間　同和運動推進月間特別講演会を１１月に開催予定です。

インターネット上での人権侵害対策事業　「インターネットと人権」についてのシンポジウムを紀南地域で１回開催し、県内で複数回、ミニ講座を開催する予定です。

啓発資料の作成　「働く人の人権」についての啓発冊子を秋頃発行予定です。

講師バンク　人権研修実施にあたり、当センター講師バンクの登録講師を紹介します。お気軽にご相談ください。

●その他、人権ギャラリー（研修室）の貸出や、人権ライブラリーでの書籍・ビデオの貸出も行っています。

新着情報1 しんちゃくじょうほう1
人権ライブラリー(書籍)のご紹介

こども六法（弘文堂）
山崎聡一郎(著)、伊藤ハムスター(絵)

本書は、小学生でも読めるように漢字にはすべてルビをふり、法律の難しい用語もできるだけわかりやすくして、イラスト付きで解説しています。大人でも知らないことがたくさんある法律の世界、ぜひ子供と一緒に読んで、社会のルールについて話し合ってみてください。

いのちは輝く　わが子の障害を受け入れるとき（中央公論新書）
松永正訓(著)

本書は、医師である著者が、幼い命をめぐって親がわが子の障害や病を受け入れることの難しさについて語っています。また、あまりの重い障害を目の前に、治療をやめることについて考える医師の苦悩、出生前診断の進歩など、命を取り巻く正解のないテーマに取り組んだ１冊です。

ＨＳＣの子育てハッピーアドバイス（１万年堂出版）
明橋大二(著)、太田知子(イラスト)

ＨＳＣとは、「人一倍敏感な子」のことです。わが子の育てにくさ、関わり方の難しさに悩む保護者の方は多いでしょう。本書には、医師である著者がＨＳＣという大切な存在をこの世に送り出す、とても価値のある仕事をしている保護者の方へ向けてのアドバイスが満載です。

スマホ時代の子どものための情報活用能力を育む情報モラルの授業（日本標準）
今度珠美・稲垣俊介(著)、原　克彦・前田康裕(監修)

ネット社会に生きる子供たちへの情報モラル教育教材です。実態に応じて選べる豊富なカリキュラム、ダウンロードして使用できるスライド資料など、実用的な授業用テキストです。今後ますます必要になる情報モラル教育を学校で実施するための先生方にオススメの１冊です。

新着情報② しんちゃくじょうほう2

人権ライブラリー(人権啓発DVD)のご紹介

見えないところで起きるトラブル ネットの危険性を考えよう(17分)

小・中・高校生が直面する主なネットのトラブルの実態を紹介し、トラブルを避けるために注意するポイントを解説。さらに、万一トラブルになってしまった場合の対処法についても紹介。ネットを安全に使うためにはどのようなことを心がけたらよいのか、大人と子供が共に考え学んでいくきっかけとなるインターネット教育の作品です。

※他に「SNSに潜む危険」(22分)、「SNSの危険から子どもを守る」(21分)の作品もあります。

なぜ企業に人権啓発が必要なのか(22分)

企業にとっての人権啓発とは何なのでしょうか?この教材は、人権啓発を考えるためのヒントを、企業を舞台に日常の会社生活の一コマを切り取ったわかりやすいドラマとして構成し、あらためて考えていただくための素材としてご活用いただける作品です。

Voice!!!人権の教室(38分)

この教材の舞台は、休日の学校で開かれる「人権教室」。招待状で招かれた3人の中学生・高校生が「声」を手がかりに、「障害のある人の人権」「北朝鮮による拉致問題」「子供の人権」の3つのテーマについて学んでいく作品です。

ハラスメントを生まないコミュニケーション グレーゾーン事例から考える(25分)

一見、コミュニケーションが良好に見える職場にも、ハラスメントの落とし穴はひそんでいます。もしかしたら、普段の何気ない言動が、知らぬ間にハラスメントになっているかもしれません。ハラスメントを生まないために、どのような意識をすれば良いのでしょうか。様々な事例をもとに、それぞれの立場の考え方や、気づきのポイントを示し、職場でのコミュニケーションのあり方を考えていく作品です。

- 書籍、人権啓発DVD、VHSビデオの貸し出しをおこなっています。
  詳しくはHPをご覧ください。〈http://w-jinken.jp/〉

2020（令和2）年度 賛助会員・寄附を募集しています！

公益財団法人和歌山県人権啓発センターでは、人権に関するあらゆる情報を収集し、それをセンターだよりやホームページなどを通じてみなさまに提供しています。また、セミナーやワークショップを開催し、人権意識を高めるための活動を展開しています。

センターの活動をご理解いただき、賛助会員・寄附としてご支援をお願いします。

ご連絡いただければ、入会申込書をお送りします。

賛助会員

会費●個人／一口 2,000 円、団体／一口 10,000 円（何口でもご入会いただけます）

特典●センターだよりの送付（季刊発行のセンターだより、「E.L.F.（エルフ）」）

各種事業開催のご案内（セミナーやワークショップ、イベント等）

啓発資料の送付（センター作成の啓発資料等）

人権ライブラリー（閲覧室）優待利用（貸出枠の増加等）

人権ギャラリー（研修室）優待利用　（電話予約、申込受付開始の優遇）

講演会・研修会等のコーディネートや講師派遣

寄附

金額●いくらからでもご支援いただけます。

特典●賛助会員と同様の特典がご利用いただけます。

●顕彰　一定金額以上の賛助会費・寄附をいただいた方のご芳名を、センターのホームページに掲載し、顕彰させていただきます。（掲載を希望されない方については、掲載しません。）

●税の優遇措置　センターへの賛助会費や寄附は、税の優遇措置の対象となります。詳しくは、税務署等にお問い合わせください。

E.L.F.（エルフ）

公益財団法人 和歌山県人権啓発センター

Equality／平等　Liberty／自由　Fraternity／友愛

■お問い合わせ　〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛2階
TEL 073-435-5420　FAX 073-435-5421
URL http://w-jinken.jp/　E-mail mail@w-jinken.jp

■開館時間　9:00 ～ 17:45　＊人権ライブラリー・人権ギャラリーは、9:00 ～ 17:00

■休館日　日曜・祝日、年末年始（12／29～1／3）

■交通案内　JR和歌山駅から徒歩：約20分、バス：約5分「手平出島」下車
JR宮前駅から徒歩約7分
南海和歌山市駅からバス：約20分「手平出島」下車
有料駐車場あり　100円／50分（30分以内無料）

協賛企業（敬称略）：株式会社 井内屋種苗園
有限会社 ハヤシ・シザース